

令和3年6月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和3年6月23日(水)

2. 出席委員(14人)

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治
推進委員		加納	秋一
推進委員		早川	直
推進委員		田浦	克吉
推進委員		東	秀光
推進委員		川間	哲志
推進委員		重村	安治
推進委員		外山	安孝
推進委員		亘	幸世
推進委員		大江	義仁
推進委員		前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可について

議案第14号 和泊町農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について

議案第15号 和泊町農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について

議案第16号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

② 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

5. その他

① 2巡目農地の総点検のアンケート調査及び農地基本台帳調べについて

- ② 田畑売買価格調査について
- ③ 委員の公務災害保険加入について
- ④ 令和4年度機構集積協力金の要望調査について
- ⑤ 定期積立金の満期について
- ⑥ 次期総会について

日時：令和3年7月21日(水)午前9時～

場所：和泊町役場(結いホール)

議案提出締切日：7月14日(水)午後5時まで

現地確認調査日：7月15日(木)午後1時30分から

議案発送日：7月16日(金)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
 事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 久富 ひとみ

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和3年6月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日は、推進委員の皆さんも出席していただいておりますので、有意義な研修会になりますよう、ご協力のほどよろしくお願ひします。出席人数は14名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。先月から会長として出席した会議等がいくつかありましたが、今日の総会は時間がかかりそうなので省かせていただきます。以上です。
事務局	はい、ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。谷山委員、徳永委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第13号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。
事務局	はい、それでは、申請番号1 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が根折字城田原〇〇 普通畑 農用地区域内 574㎡ 他1筆 合計面積828㎡ 譲渡人が神戸市在住の〇〇氏、譲受人が根折〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が贈与です。申請番号2 権利の種類が所有権の移転にな

	<p>ります。土地の所在が国頭字宇宗〇〇 普通畑 農用地区域内 2,517㎡ 他1筆 合計面積4,690㎡ 譲渡人が始良市在住の〇〇氏で、譲受人が喜美留〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が贈与です。申請番号3 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が玉城南名田〇〇 普通畑 農用地区域外 698㎡ 譲渡人が玉城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が玉城〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が贈与です。申請番号4 土地の所在が内城下前田〇〇 普通畑 農用地区域内 90㎡ 譲渡人が玉城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が玉城〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が経営規模拡大のためとなっております、反当り〇〇万円です。申請番号5 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が玉城字永間〇〇 普通畑 農用地区域内 4,907㎡ 譲渡人が玉城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が玉城〇〇番地の〇〇氏、反当り〇〇万円です。申請事由が経営規模拡大の為に、農業委員のあっせんによる売買になります。申請番号6 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が西原フリ川〇〇 普通畑 農用地区域内 2,796㎡ 他2筆 合計面積5,329㎡ 譲渡人が明石市在住の〇〇氏、譲受人が西原〇〇番地の〇〇氏、反当り〇〇万円です。申請事由が経営規模拡大の為に、農業委員のあっせんによる売買になります。申請番号7 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が古里字兼久田〇〇 普通畑 農用地区域内 4,299㎡ 他3筆 合計面積16,124㎡ 譲渡人が千葉県在住の〇〇氏、譲受人が国頭〇〇番地の株式会社〇〇で、反当り〇〇万円です。申請事由が経営規模拡大の為に、農業委員のあっせんによる売買になります。申請番号8 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が古里字前ノ俣〇〇 普通畑 農用地区域内 1,205㎡ 他2筆 合計面積7,073㎡ 譲渡人が知名町余多〇〇番地の〇〇氏、譲受人が知名町余多〇〇番地の〇〇氏、反当り〇〇万円です。申請事由が経営規模拡大の為に、以上8件、こちらの申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる為、許可要件すべてを満たしていると考えられます。現地確認は、農業委員、推進委員の皆さんにお願いしてあります。審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、申請番号1から4までで質問、補足説明等はありませんか。</p>
<p>村山委員</p>	<p>4番の補足説明をします。反当り〇〇万円という大変高い価格になっている理由としましては、全面積で〇〇万円なので、反当りにすると随分高価格になりました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありませんか。 (なしの声) 次に、申請番号5から8までで質問、補足説明等はありませんか。</p>
<p>重村委員</p>	<p>申請番号8番ですが、反当りの価格が大変安くなっているのですが、その</p>

	理由としましては、年中水が湧き出るような条件の悪い畑なのでこの価格になりました。以上です。
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、採決します。許可に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで許可します。それでは、議案第14号 農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求めます。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、皆さんのお手元にお配りしてあります、利用権設定集計表に沿いまして、議案第14・15号をまとめて説明させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(了解の声あり)</p> <p>それでは、お配りしてあります利用権設定集計表をご覧ください。先ずは、議案第14号の相対契約が14件です。その内、賃貸借が9件、合計契約面積が57,773㎡です。使用貸借5件で、契約面積が13,897㎡です。次に、議案第15号の公社との契約は。賃貸借が2件、合計契約面積が12,367㎡です。使用貸借の契約は、ありませんでした。契約全面積が、84,037㎡になりました。相対契約の中の使用貸借について説明します。申請番号6番は、遊休農地の解消の為という事で、隣接地を耕作していた〇〇氏にあっせんして使用貸借の契約になりました。申請番号11番は、みなし耕作の解消という事で、親子間の契約でしたので、使用貸借の契約になりました。申請番号12・13番も同じ理由になります。申請番号14番は、相続未登記地で、親族が耕作できないという事で使用貸借でもいので誰かに使って欲しいとの申し入れがありこの契約になりました。以上の契約は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。</p>
議 長	それでは、議案第14号の1から10番までで、補足説明、質問等はありませんか。
事務局	契約更新の場合は、説明はいらないのですが、新規契約の場合は、あっせん委員の方から契約の経緯の説明をお願いします。
議 長	それでは、申請番号3番の補足説明をお願いします。

東委員	はい、みなし耕作解消の為の契約です。以上です。
議長	次に、申請番号5番の補足説明をお願いします。
川畑委員	はい、こちらもみなし耕作解消の為の契約になります。以上です。
議長	申請番号6番11番12番13番14番の説明は事務局からありましたので、7番8番9番の説明をお願いします。
村山委員	3つの契約ともみなし耕作解消の為の契約になります。以上です。
議長	質問はありませんか。
大福委員	申請番号9番ですが、反当りの金額が安すぎるのではないですか。
村山委員	登記簿上の面積は、6,779㎡となっておりますが、実際には原野や山林を含んでいまして、耕作可能面積が4,000㎡程になってしまうのでこの金額になりました。以上です。
議長	他に質問等はありませんか。 (なしの声) 議案第15号についての補足説明、質問等はありませんか。
亘委員	申請番号1番と2番の説明をします。全筆谷山〇〇番地の〇〇氏が耕作していましたが、体調を崩してしまい耕作できなくなってしまいましたので、全筆まとめて株式会社〇〇との契約になりました。申請番号1番の反当りの金額が安い理由としましては、畑の条件が大変悪いからです。以上です。
事務局	申請番号3番と4番の説明をします。前耕作者は、農業法人〇〇でしたが、生産活動を中止してしまったため、和泊〇〇番地の〇〇氏が後を受けて耕作していました。今回、耕作者変更という形での契約になりました。以上です。
議長	質問はありませんか。 (なしの声) それでは、採決します。議案第14・15号併せて許可に賛成される方は挙手

	<p>をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員，賛成という事で，許可します。次に，議案第16号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので，別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局，お願いします。</p>
事務局	<p>はい，借りたいのあっせん申し出が6件上がっています。整理番号1希望の土地の所在が，国頭・西原・喜美留，希望面積が10,000㎡，希望価格が相場で，とのことで認定新規就農者で国頭〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。名簿登録もあります。整理番号2希望の土地の所在が，和泊町内，希望面積が20,000㎡，希望価格が相場でのことで認定農業者で畦布〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。名簿登録もあります。整理番号3希望の土地の所在が，大城校区・内城校区，希望面積が10,000㎡，希望価格が相場でのことで認定農業者で内城〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。名簿登録もあります。整理番号4希望の土地の所在が，大城校区，希望面積が5,000㎡，希望価格が〇〇万円～でのことで認定農業者で玉城〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。名簿登録もあります。整理番号5希望の土地の所在が，国頭・喜美留，希望面積が10,000㎡，希望価格が相場で，とのことで認定農業者で国頭〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。名簿登録もあります。整理番号6希望の土地の所在が，根折・瀬名・畦布，希望面積が10,000㎡，希望価格が〇〇万円～〇〇万円でのことで認定農業者申請中の根折〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。21日に行われました認定審議会において問題がなかったようですので，来月には認定される事になると思います。名簿登録はこれからになります。以上です。</p>
議長	<p>それでは，整理番号1のあっせん委員を今井委員・盛田委員・川間委員・久富委員・伊地知委員をお願いします。整理番号2のあっせん委員を全委員をお願いします。整理番号3のあっせん委員を大城校区・内城校区の全委員をお願いします。整理番号4のあっせん委員を大城校区の全委員をお願いします。整理番号5のあっせん委員を今井委員・伊地知委員をお願いします。整理番号6のあっせん委員を山田委員・外山委員・三島委員をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>次，買いたいのあっせんの説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい，土地の所在が，和泊字中原〇〇 普通畑 2,269㎡ 申出者が，和泊〇〇番地の〇〇氏です。希望価格が相場をお願いします，とのことです。認定農業者であっせん譲受候補者名簿への登録があります。この方ですが，家を建てる土地を探しているという事で，何度か事務局の方へ来られています。この土地に家を建てたいというような感じでした。もし購入後すぐに転用の申請が出てしまうと耕作目的でのあっせんでしたので，転用許可が下せなくなってしまうと思われれます。転用するかしないかが分かってからあっせんするかしないかを決めた方が良くと思いますので，保留にした方がいいのではないかとと思われれます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明を聞きますと，保留にした方がいいのではないかとこの事ですが，どうでしょうか。</p>
今井委員	<p>よくわからないのですが，5月の総会で売りのあっせんが上がっていた土地をまだあっせんしていないのになぜ買いたいのが上がってきているのですか。もし，買いたい人がいるならその人にあっせんしたらいいのではないですか。</p>
議長	<p>売りたいと買いたいのが揃った方が理想だからですね。この案件をなぜ保留にした方がいいかという転用が絡んでくるので5条で申請してもらう方がスムーズに行くと思うからです。平田委員，この話を聞いてませんでしたか。</p>
平田委員	<p>買いたい方の身内の方から話がありましたので，事務局で買いのあっせんを出してくださいと案内したのですが，家を建てたいという事は聞いていませんでした。</p>
議長	<p>平田委員，すぐに家を建てたいのか〇〇氏に確認をお願いします。という事で，この案件は保留にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声) 次に，売りのあっせん申出の取下げについて，事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>はい，売りのあっせん申出の取下げが1件上がっています。土地の所在が，大城字大久保〇〇 普通畑 2,850㎡ 大城〇〇番地の〇〇氏から5月の総会で売りのあっせんが上がっていましたが，自己都合により取り下げたいとの申し出がありました。以上です。</p>

議 長	谷山委員，補足説明がありますか。先月出して今月取り下げるというのは，何かあったのですか。
谷山委員	今，夏植えのキビがまだ植えてありまして，それを収穫してからまた考えたいとのことでした。以上です。
議 長	取下げを承認してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは，次，合意解約の報告をお願いします。
事務局	はい，合意解約の報告をします。整理番号1利用権の設定をした者が，始良市在住の〇〇氏，利用権の設定を受けた者が国頭〇〇番地の株式会社〇〇です。解約の理由としましては，所有権の移転の為です。整理番号2・3は公社を通しての解約になります。利用権の設定をした者が，西原〇〇番地の〇〇氏，利用権の設定を受けた者が西原〇〇番地の〇〇氏〇〇です。解約の理由としましては，耕作者変更の為です。整理番号4・5も公社を通しての解約になります。利用権の設定をした者が，根折〇〇番地の〇〇氏，利用権の設定を受けた者が根折〇〇番地の〇〇氏です。解約の理由としましては，耕作者変更の為です。整理番号6・7・8も耕作者変更の為です。整理番号9は，公社への乗せ換えです。整理番号10・11は，耕作者死亡の為の解約です。整理番号12・13・14は，耕作者変更の為の解約です。整理番号15・16は，売買の為の解約になります。以上です。
議 長	以上を持ちまして，本日の総会を終わります。10分間の休憩の後，研修会になります。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年6月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____